

特別座談会



☆公認会計士法の改正について



2022年通常国会の提出法案として審 議されていた公認会計士法の改正案が5 月11日に可決・成立しました。この法改 正の背景や改正の趣旨、ポイントのほか、 将来に向けての課題を明らかにするため に、法改正に携わってこられた皆様にお 集まりいただき座談会を開催いたしまし た。読者の皆様に有意義な内容が含まれ ておりますので、ぜひ、ご一読ください。

また、今般の法改正におけるポイント の解説記事も掲載いたしておりますので、 併せてお読みください。 (編集部) 加藤 2022年通常国会の提出法案とし て審議されていた公認会計士法の改正案 が5月11日に可決・成立いたしました。座 談会に入る前に国会での審議までの簡単 な流れをご紹介いたします。

2021年9月以降、「会計監査の在り方 に関する懇談会(令和3事務年度)|(以下 「在り方懇」といいます。)、金融審議会「公 認会計士制度部会」(以下「制度部会」と いいます。)での議論を経て、2022年1月 4日付けで「金融審議会「公認会計士制度 部会|報告|が公表されました。そして、 各所での調整、閣議決定を経て、国会に 提出されるに至りました。

また、日本公認会計士協会(以下「協会」 といいます。) といたしましては、手塚さ んが協会会長に就任した約3年前にプロ ジェクトチームを組成し法改正を目指し て公認会計士制度の検討を進め、制度の 在るべき姿や将来像について議論を深め てきました。その中で、一昨年の秋に本日 座談会にご参加いただいている井上さん から法改正を検討している旨のお話をい ただきました。喫緊の課題に対応するこ とが目的とのことでしたので、プロジェク トチームではこの法改正に向けた検討を

進め、様々な場面で意見発信を行ってきました。

本日の座談会では、今般の公認会計士 法改正に携わってこられた皆様をお招き し、改正の趣旨やポイント、今後検討すべ き課題等について、お話をお伺いしてい きたいと思います。

公認会計士法改正の経緯

加藤 最初に公認会計士法改正の背景 や問題意識等について、井上さんにお話 をお伺いいたします。

#上 事実関係以外の部分は、金融庁の 見解ではなく、個人的な見解になることを お断りする必要がありますが、行政の担 当者としてどう考えていたかをお話しし て、この後の議論の参考にしていただけ ればと思います。

まず、今回の公認会計士法の改正は 2007年(平成19年)の改正以来15年ぶりと言われておりますが、私にとっては 2003年(平成15年)に行われた改正を金融庁総務企画局企業開示参事官室課長補佐として担当してから19年ぶりでした。 その意味でも、今回の法改正は個人的に非常に感慨深いものであったと思います。

法改正に当たって様々な準備を進めてまいりました。私は、4年前に金融庁企業開示課長に就任いたしましたが、その際は2016年3月に取りまとめられた前回の「「会計監査の在り方に関する懇談会」提言 一会計監査の信頼性確保のために一」において示された事項への対応を優先する必要がありました。これについては、「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」における議論等を通じて、適切に対応を進めてまいりました。

これらの対応が一段落した2019年1月 以降、今後の公認会計士制度に係る課題 について部内で議論する中、行政として は公認会計士法の改正が長く実施されていない点に課題認識を持っておりました。

2019年7月に手塚さんが協会会長に就任され、手塚さんとであれば信頼関係を築き、公認会計士法の平時における改正ができると考えました。改正に当たっては多くの議論の積み重ねが必要となることから、手塚さんの会長任期3年目のタイミングでの改正を視野に入れて検討を開始いたしました。



皆様ご存じのとおり、2020年3月以降、新型コロナウイルス感染症への対応にかなりの時間をとられたことから、再び法改正に向けた議論ができるようになったのは2021年になってからでした。その頃から、協会のプロジェクトチームとも議論させていただき、時間の制約がある中で早急に取り組まなければいけない課題に焦点を当て改正事項を絞り込み、2021年の夏ごろには部内で検討課題の整理をしました。

その後、9月に在り方懇を開催いただき、法改正以外の事項も含めて現状の課題認識や前回の在り方懇からの振り返り事項について3回にわたって議論いただき、11月12日付けで論点整理として取りまとめていただきました。

その後、この中で示された論点のうち、 法改正に関連する事項については制度部 会で検討が必要となりますので、11月22 日に開催された金融審議会の総会におい て、金融担当大臣から諮問をいただき、制 度部会での3回の議論を経て、2022年1 月4日に報告書をまとめていただきまし た。

これを受け、金融庁において法案の作成作業を進め与党での審査も踏まえ、3月1日に法案を提出させていただき、衆参両院の委員会及び本会議でご審議をいただいた上で可決・成立に至りました。

公認会計士法改正の問題意識

#上 近年、上場企業の監査の担い手の 裾野が大手監査法人から中小監査法人へ 広がる中、監査基準や品質管理基準の改 訂を通じて、社会から監査に対してより 一層の期待が寄せられております。また、 共働き世帯の増加や女性活躍の進展な ど、公認会計士の働き方の多様化が進ん でいるという環境変化もあります。

今回の法案では、在り方懇の論点整理 も踏まえ、環境変化に対応する上で、7つ の法改正事項を盛り込みました。

その中でも、上場会社の監査の担い手 全体の監査品質の確保を図るために、上 場会社監査事務所について法律上の登録 制を導入したこと、監査法人の社員の配 偶関係に基づく業務制限の見直しの2点 が大きな改正であったと思います。

その他、公認会計士・監査審査会の立 入検査権限等の見直し、企業等に勤務し ておられる公認会計士の登録事項への 「勤務先」の追加、資格要件である実務経 験の2年から3年への見直し、継続的専門 研修(CPE)の受講状況が不適当な者等 の登録抹消規定の整備、協会による会計 教育活動の推進などが法案に盛り込まれ



ました。

国会でのご審議の結果、全会一致で可 決・成立していただきましたので、今後そ の施行に向けて、一層努力していきたい と思います。

法改正の7つの論点について

上場会社監査事務所登録制度の法 定化について

加藤 それでは、ここからは法改正の7つ の論点について個別にお話をお伺いして いきたいと思います。最初に上場会社監 査事務所登録制度の法定化の目的等につ いて井上さんにお話をお伺いしたいと思 います。

井上 上場会社の監査の動向を拝見い たしますと、近年、大手の監査法人から中 小監査法人へと、監査の担い手の裾野の 広がりが見られる状況となっております。 また、上場会社の事業活動のグローバル 化や業務内容の複雑化・多様化に対応す るため、高い水準の監査手続や品質管理 体制が求められております。

こうした中で、中小監査法人について は法人ごとに監査の品質にばらつきがあ ると考えております。過去5年間において も、大規模な上場会社の不正会計事案は 見受けられないものの、著しく不当な業務 運営を理由とする勧告を公認会計士・監 査審査会からいただき、その結果として 業務停止命令又は業務改善命令を発出 せざるを得ない事例がありました。

こういった事情から、特に中小監査法 人をはじめとした、上場会社監査の担い 手全体の監査の品質向上が急務であると 考えており、そのための制度的な枠組み の整備が必要であることから、上場会社 監査について法律上の登録制を導入する ことを提案いたしました。

加藤 井上さん、ありがとうございます。 在り方懇や制度部会でで様々なご意見を いただきました、石原さん、佐藤さんから この制度改正を踏まえた期待や感想をお 伺いできればと思います。まず、石原さん からお話をお伺いいたします。

石原 今回の法改正で一番重要な論点 であったと認識しています。私は、事業会 社側で会計監査を受ける立場が長かった ため、監査業界の構造等についてはそれ ほど詳しくはありませんでしたが、今回の 検討を通じて様々な情報を入手する中 で、問題意識を強く持つに至りました。



企業経営のグローバル化や足下での一 部揺り戻し等、企業を巡る経営環境の変 化はめまぐるしく、この先も変化の波は大 きくなっていくと考えています。また、昨 今サステナビリティに関する情報の開示 や基準の策定等の動きも急で、サステナ ビリティ基準と会計基準のコネクティビ ティといった議論もなされています。

こういった企業経営や会計・監査をめ ぐる環境変化の中で、監査に対する社会 からの期待値も高まってきていると認識 していますが、期待に応えていくためには、 特に上場会社の会計監査に対する信頼性 を確保する必要があり、監査法人には、そ

れを担うに足る体制と人材、そしてガバ ナンスが必要不可欠であると考えていま

そのためには、監査法人のガバナンス・ コードを受け入れることは最低限の要件 であり、コードに基づいて監査法人から 情報発信がなされ、監査法人の体制整備 等に対するアカウンタビリティも発揮さ れます。その上で、一定の法的裏付けの もとに、適格性のある監査法人の登録制 とし、協会が責任を持って登録、検査、必 要に応じた指導・育成、あるいは登録抹消 のPDCAを確実に回していくことが監 査の信頼性向上にとって必要であると考 えています。

制度部会でも意見を述べさせていただ きましたが、上場企業の監査を実施する ためには、相応のマネジメントや独立した 品質管理、現場の監査チームが必要とな ります。こうした体制を考慮すると、5人 以上の公認会計士により監査法人を設立 し上場会社の監査ができるという現行の 制度で問題はないか検討が必要と考えて います。人数だけが全てではありません が、上場会社の監査を担うためのミニマ ムスタンダードについて、今後しっかりと 議論いただきたいと思います。

なお、誤解なきように申し上げれば、私 としては、大規模な監査法人だけで良い と言っているわけではありません。一口 に上場会社と言ってもその規模や事業領 域は多様であり、一定の体制と能力を持 つ監査法人の裾野は広いほうが、会社側 にとって選択の余地が広がり、競争原理 も働くことから、監査品質や監査効率の 向上の観点から望ましいと考えています。 加藤 続いて、佐藤さんからお話をお伺 いできればと思います。

佐藤 上場企業のグローバル化・多様化 に対応するため、監査を担う立場として のスキルアップの必要性、特に中小監査 事務所の改編やレベルアップの必要性を 強く感じておりましたので、上場監査事 務所登録制度の法定化は自然な流れであ り、導入されて良かったと感じています。

特に中小監査事務所においては、長年の関係性の中で長期間、上場企業の監査を行っている事務所が存在しており、企業の経営環境の変化等に気付くことができない場合もあるのではないかと思います。今回の法改正を機に、上場会社を監査することの重責を改めて認識し、監査事務所の基盤強化・成長に向けた対応を進めてほしいと考えています。

また、大手の監査法人についても、石原さんからお話のあったとおり、企業を巡る経営環境の変化を踏まえると、求められる監査の品質も変化する部分があると思いますので、今回の法改正を機に更にレベルアップすることを期待したいと思います。

一方で、法律により一律にこうした変化に対応することには課題もあると考えています。日本には多くの監査事務所があり、その規模や関与先企業は多様化しています。法改正の趣旨を理解してしっかりと実行していくためには、例えば、協会がサポートすることも考えられると思います。協会が上場会社監査事務所登録制度を運用する中で培ってきた知見やノウハウを活用して、実効性のある制度としていただきたいと思います。

また、上場会社監査事務所登録制度に基づいて登録した後の継続的な規律付けについて、石原さんのおっしゃるとおり、監査法人のガバナンス・コードの受入れと情報開示は必須であると考えています。

一方で、監査法人のガバナンス・コード の趣旨を正しく理解して実効性のあるも のとするためには、きめ細かいサポートも 必要であると感じています。これは協会 へのお願いになりますが、監査法人のガ

バナンス・コードを促進する際に、これに 関するQ&Aや相談窓口を設けていただ けると良いと思います。

また、情報開示については、協会の自主 規制の下、自発的に行われる方が良いと 考えています。ただ、このような制度を導 入すると、情報開示自体が目的となってし まい、制度本来の趣旨が実現されない場 合があります。協会には、監査事務所が自 律的に体制を整え、情報開示する方向で、 指導をしていただけると良いと思います。



加藤 続きまして堀江さんから、企業会計審議会監査部会長の立場及び研究者としての学術的な立場から、上場会社監査事務所登録制度の法改正の所感をお伺いします。

堀江 まず、法規制と自主規制の関係から見た感想をお伝えしたいと思います。

例えば、アメリカ合衆国では上場会社の監査を行うためには公開会社会計監視委員会(Public Company Accounting Oversight Board:PCAOB)への登録が義務付けられており、非常に厳しい監督を受ける仕組みになっています。これに対して今回の公認会計士法の改正では、協会という自主規制機関への登録を法令で義務付けるという、自主規制を尊

重する形式となりました。

過去を振り返ると、パートナーローテーション制度やCPE制度についても、まず協会が自主規制として制度を取り入れた後、法令で裏付けられる流れとなっており、自主規制が先行してきました。

公認会計士制度の基盤を守り発展させていくためには、自主規制機関が自らを律する姿勢を持つことが第一であり、それを法律が背後から支えるような在り方が望ましい姿ではないかと感じています。

なお、今般の公認会計士法の改正による実質的な変化や効果については、学会が学術的な視点から導入後レビューや事後的な検証を行うとよいのではないかと 思います。

また、先ほど井上さんからお話がありましたとおり、上場会社の監査の担い手の裾野が広がっており、監査事務所間の監査の品質のばらつきが気になる状況にあります。2021年末に監査に関する品質管理基準が改訂されましたが、その審議の中でも上場会社の監査に対しては一段重い規制を置くべきとの意見が多く寄せられました。基準の趣旨にリスク・アプローチが導入されたことから、二階建てとなるような具体的な追加の縛りを置くことは見送られましたが、改訂品質管理基準の導入と併せて、上場会社監査事務所登録制度の法改正を監査の品質向上にしっかりと結び付けていってほしいと思います。

加えて、監査の品質向上に関連して、中 小監査事務所への対応の観点で共同監 査の仕組み作りを検討していただきたい と思います。

中小監査事務所の合併は強制できません。大手監査法人、準大手監査法人、中小 監査法人の棲み分けの観点から、例えば、 スタートアップ企業の監査は中小監査法 人が担うという考え方もあり得ると思い ます。しかし、若い企業やオーナーの力が



強い企業ではガバナンス上の課題を抱え ている場合もあり、中小監査法人の現場 においても負担が重い状況となる可能性 もありえます。こういった状況を踏まえた とき、現行法上の上場会社に対する個人 事務所の共同監査義務規定を1歩進め、 中小監査法人同士の共同監査の仕組み作 りを協会が推進することも、リスクの低減 と現場の負担軽減、さらには品質向上の ための方策として考えられるのではない かと思います。



加藤 ここまで、皆様から協会に対して、 様々なご意見をいただきましたが、これら のご意見を踏まえて手塚さんからお話を いただきたいと思います。

手塚 協会として、監査法人の規模の大 小で監査の品質の良し悪しを判断するこ とは避けていただきたいということを、在 り方懇から制度部会にかけて一貫して主 張してまいりました。私の経験から申しま しても、相応の人材を擁する監査法人が、 キャパシティを超える契約を結ばないよ うにすれば、しっかりとした監査ができる と考えています。

ただし、過去の10年間を振り返ると、年 平均2件程度、監査法人が行政処分勧告 を受けており、そのほとんどが中小規模

である現実があります。在り方懇や制度 部会の委員の皆さんはこうした事実をよ くご存じで、中小規模の監査法人の監査 の品質に対する懸念や不安を払拭するに はいたりませんでした。

井上さんからご説明があったとおり、上 場企業の監査を担う監査法人の裾野が中 小規模の法人へ広がっており、キャパシ ティを超えて監査契約を結んでいる法人 も出てきているのではないかと思います。

上場会社監査事務所として登録されて いる監査法人の多くが中小規模であるこ とを踏まえ、今般の法律改正を契機に中 小監査法人の取組や実情をステークホル ダーにしっかりとご理解いただく必要が あると感じています。監査法人の情報開 示に係る制度は既に存在していますが、 より実効性のある開示をしていただくと ともに監査法人のガバナンス・コードの 適用を促進していきたいと考えています。

これまでの在り方懇や制度部会での議 論の中で、協会が自主規制として運用し てきた「上場会社監査事務所登録制度」 の知見やノウハウを活用できる仕組みと することを強く要望してまいりましたが、 今回の法改正ではそれが実現したと考え ています。この期待にしっかりと応えるた め、品質管理レビューの改善を行い、上場 会社を監査するにふさわしくない監査法 人があれば、厳正に対処する必要があり ます。

また、中小監査法人は大手監査法人と 比較すると、人的リソースやIT基盤など の経営基盤が充実していないことが多い です。したがって、これらの充実に向けて 協会としてもこれまで以上に踏み込んだ サポートが必要であると認識しています。 佐藤さんからもご指摘いただきましたが、 協会としては中小監査法人へのきめ細や かなサポートを実施していきたいと考え ています。

公認会計士・監査審査会の立入検 査権限等の見直し

加藤 皆様、貴重なお話をありがとうご ざいました。次の論点へ移りたいと思い ます。続いては、「公認会計士・監査審査 会の立入検査権限等の見直し」について です。まず、井上さんから、この制度の目 的についてお話をお伺いしたいと思いま す。

井上 公認会計士・監査審査会は、2003 年(平成15年)の公認会計士法改正で、公 認会計士審査会を改組・拡充する形で設 置されました。この2003年の法改正の議 論を踏まえ、公認会計士法の一般的な報 告徴収、立入検査の権限のうち、監査法 人等の業務の運営の状況に関して行われ るものだけを公認会計士・監査審査会に 委任する建て付けとなっております。

これは、エンロン・ワールドコム事件を 契機に世界各国でPCAOB等の監査監 督当局が設立されるという流れの中で、 監査の品質管理の部分については金融 庁から独立した委員会組織で客観的に チェックする必要があるというご意見や、 公認会計士・監査審査会に権限が集中し すぎると、公認会計士業界の自主規制と の関係で懸念があるといったご意見を踏 まえたものであると理解しています。

2003年の法改正が施行された2004年 (平成16年)の4月から17年余りが経過 し、公認会計士・監査審査会のモニタリン グの趣旨や位置付けが広く定着してきた ものと思います。

そのような中、例えば、公認会計士・監 査審査会が検査実施中の監査法人に虚 偽証明等の疑義が発生した場合であって も、金融庁と公認会計士・監査審査会と の間で権限が分かれており、公認会計士・ 監査審査会には虚偽証明等に関する検査 等の権限がありませんので、金融庁のほ うで虚偽証明等に関する調査を行う必要があり、効率的・効果的なモニタリングを 実施する上での課題が指摘されておりま した。

こうした背景から、今回の法改正では 公認会計士・監査審査会の立入検査等の 権限を見直すこととし、法律上は委任の 範囲の制限をなくすことといたしました。 この法改正により、公認会計士・監査審 査会に委任されるモニタリング権限とし ては、品質管理に係る業務運営の状況の 検証のほか、虚偽証明等の検証も含まれ る形となり、より効率的・効果的なモニタ リングができるようになると考えていま す。

なお、この公認会計士・監査審査会の モニタリングは、協会が自主規制として 実施してきた品質管理レビューの実効性 を高めるための制度として運用されてき ました。この点について、法案作成段階の 与党の法案審査や国会の審議でもご議論 いただいた中で、公認会計士・監査審査 会に委任される権限は拡大されますが、 公認会計士・監査審査会によるモニタリ ングが品質管理レビューの実効性を高め る観点から行われるものであるという位 置付けを変更するものではないことが共 有できましたので、最後に付言させてい ただきます。

加藤 公認会計士・監査審査会前委員である佐藤さんから、これまでのご経験に基づく課題認識や今後の期待等についてお話をお伺いしたいと思います。

佐藤 過去の公認会計士・監査審査会での議論においても、不正会計や虚偽証明といった問題がクローズアップされた際に、機動的な対応が必要であるとの課題を認識しておりました。この課題に対応するために今回の法改正が実施されたと理解しております。

他方で、将来に向けてまだ課題が残さ

れていると感じています。それは、立入検査を行うこととなった場合のリソースの問題です。公認会計士・監査審査会の検査は頻繁に実施されていますが、検査に係る人的リソースに余裕があるとは言えない状況となっています。立入検査を実施することも踏まえ、検査のためのリソースをどのように確保するのか検討が必要であると考えています。

また、検査の際に監査法人に対して 様々な指摘がなされますが、多くの監査 法人はそれを前向きに受けとめ、対応し ていただいていると思います。ただ一方 で、監査法人側との認識のギャップや人 的リソースの問題で改善が進まないケー スもあるように感じています。

検査結果を報告するのみではなく、しっかりと改善に繋げることができる体制の 整備も課題として挙げられると思います。

これらの課題について、今回の法改正 を機に改善に向けて取り組んでいけると 良いと考えています。

加藤 ありがとうございました。法改正 の趣旨や経緯、公認会計士・監査審査会 の考えをお伺いしましたが、これを受けて 手塚さんにお話をお伺いします。

手塚 本件は、金融庁から提案がなされ、制度部会での議論においても委員の皆様が賛成をされて、法改正に至ったものです。金融庁と公認会計士・監査審査会の権限の委任関係に関する事項であるため、協会が反対するものではないと考えています。社会的な観点から、今回の法改正が行政の効率化に繋がり、処分が必要な監査事務所に対して行政処分が迅速に行われることは望ましいと考えます。

一方で、協会が実施する品質管理レビューと公認会計士・監査審査会のモニタリングは密接な関わりがあります。既にご説明をいただいたとおり、公認会計士・監査審査会のモニタリングは、協会が実

施する品質管理レビューの実効性を高めるために行われています。今回の法改正が、この関係性を変更するものであるならば、協会としても異なる対応を検討する必要がありましたが、制度部会での議論や衆参両院での国会答弁において、今までの枠組みを変えるものではないと行政側から回答をいただきました。

今回の法改正により、行政の効率化を 図っていただくとともに、協会が指導・監 督機能をしっかりと発揮し、監査法人全 体の監査の品質管理体制の底上げを図っ ていく必要があると認識しています。



監査法人の社員の配偶関係に基づ く業務制限の見直し

加藤 続いて、「監査法人の社員の配偶 関係に基づく業務制限の見直し」につい てお話をお伺いしたいと思います。この 論点については、監査実務において支障 が生じているケースもあったことから、協 会から法改正を要望したものです。手塚 さんから趣旨等についてお話をいただき たいと思います。

手塚 監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限の見直しは、監査業界の喫緊の課題と位置付け、改正を要望したも



のです。

例えば、監査法人の社員の配偶者が監査先企業の役員に就任した場合、その監査法人はその企業の監査を行うことができなくなります。

このため、監査法人と企業の監査契約を維持するには、監査法人側でその社員を降格させるか、企業側で配偶者の昇進・昇格を見送るといった対応が必要となります。これまでも数として多くはありませんが実際にこのようなケースが発生しており、夫婦共働きが当たり前である時代の中で、現状の規制では支障が出る事例が今後増えることが懸念されたため、改正を要望しました。

海外においては、監査業務に関与するパートナーに規制を限定している国が多く、今回の法改正によって、監査法人の社員全員ではなく、監査に関与する社員に規制を限定いただいたことで、監査法人・企業双方の人事に支障をきたさず対応できるようになると考えています。規制緩和の方向で法改正がなされることとなり、大変感謝申し上げます。

組織内会計士の登録事項への勤務 先の追加

加藤 続きまして、「組織内会計士の登録 事項への勤務先の追加」についてお話を お伺いしたいと思います。まず手塚さん から、現行制度下における課題と今後の 期待についてお話いただきたいと思いま す。

手塚 本件については、我々のほか金融 庁も問題意識を持っておられた論点だと 思います。

まず、現状についてお話をいたします。2022年5月末現在で公認会計士は33,195名おりますが、そのうちの60%弱が監査法人に勤務していません。監査法

人に勤務していない公認会計士の割合は 増加傾向にあり、他方で一般事業会社や 公的機関で活躍する公認会計士が増加傾 向にあります。

そのような状況において、協会では倫理規則を改正し、組織所属の会員を対象とした規定を強化したほか、組織内会計士協議会が中心となり、一般事業会社等で活躍する組織内会計士の能力向上やネットワーキングなどを行ってきました。

組織内会計士のネットワークには多くの公認会計士が加入し、情報共有や能力向上のための環境が整備されていますが、あくまでも協会の自主的なルールの下で実施している取組であるため、個人情報保護等の関係もあり、組織内会計士の勤務先情報を網羅的に把握することができていませんでした。

他の士業における対応状況を確認した ところ、例えば弁護士が企業に所属する 場合は、企業名や本店所在地、業務内容 の届け出が必要とされていました。他士 業の事例を踏まえ、企業に所属する公認 会計士に同様の情報を登録していただき、 網羅的に組織内会計士を把握し、ネット ワークの組成・強化のみならず倫理規則 遵守のための指導・監督を行うことがで きる体制整備が必要だと考え、法改正を 要望しました。

今回の法改正の結果、組織内会計士が 従事する業務内容に応じた研修や情報提 供を行うことが容易となり、組織内会計 士が所属する企業における情報開示の質 向上にも間接的ではありますが寄与する ことになると思います。

加藤 今回の法改正により、登録事項に 勤務先を追加することで組織内会計士の 実態を把握できるようになりましたが、協 会のプロジェクトチームでは、現状の法 律は会計監査を行うことを前提としてお り、企業の従業員であっても事務所登録 が求められる点は実態と合致していない と考えています。

今後の法改正の検討の中において、氏 名や住所といった基礎的事項と監査法人 勤務か個人事務所経営か企業勤務か等 の業務的事項を分けた2階建ての登録制 度にできないか提案をできればと考えて おります。

それでは、企業サイドから見た組織内会計士の現状や課題、期待について、石原さんにお話をお伺いしたいと思います。 **石原** 私の身近にも組織内会計士の方が多くいらっしゃいますが、私の知る限り、事業会社に在籍する組織内会計士の皆さんは高いモチベーションを持ち、大いに活躍されています。財務会計や開示の分野で十分な経験を積まれており、会計基準が高度化する中で、これまでに培った能力をフルに活用して対応いただける等、企業にとっても大変貴重な人材となっています。

監査法人だけではなく、このように企業で活躍する公認会計士を増やしていくという方向性は大変歓迎しています。

企業における経営や事業活動は変化に 富み、常に多様な課題を克服することを 通じて、経済・社会への貢献と自らの成長 を実感できるという意味で素朴に面白い という面があると思います。事業会社で 働くことに強い関心を持つ、また、実際に 働いて満足感や達成感を得られる公認会 計士の皆さんが多くいると思います。

また、事業会社での業務経験は、会計 監査における監査リスクや不適切会計の インセンティブに対する感度を高めるこ とにも繋がると考えています。事業会社 での業務経験を有している公認会計士が 監査法人に戻って会計監査を行うことは、 監査品質の向上にも寄与するものと思い ます。

したがって、企業で働く公認会計士を

増やすことは、公認会計士の人材育成・ 能力向上のプロセスにもなり得ると考え ております。

実務経験期間の見直し

加藤 続きまして、「実務経験期間の見直 し」についてお話をお伺いします。まず手 塚さんから現行制度下における課題と今 後に向けての考えをお話ください。

手塚 公認会計士登録に必要な要件の1 つに2年以上の実務経験期間が定められています。私も2年間の実務経験を経て公認会計士登録をしたわけですが、私が公認会計士登録をした時代と比較して、会計や監査の基準が整備され学ぶことがとても多くなっていると感じています。

公認会計士試験に合格したタイミングで会計や監査の基準に係る知識を習得しているわけですが、実務に適用するための難易度が高いことから、相応の実務経験期間が必要であると考えています。

また、企業側も大きく変化しており、組織の複雑化・グローバル化が著しく、学ぶことが多い中で、公認会計士試験合格者が監査業務を一通り経験し監査意見の形成にも関与する現場の主任や主査に就任するまでの期間も延びている状況にあります。

国際会計士連盟が定める国際教育基準においても実務経験期間を3年間と例示している点も考慮し、公認会計士試験合格者に実務経験をしっかりと積んでいただく観点から、実務経験期間を3年に変更するように要望をいたしました。

加藤 堀江さんから会計教育の観点からお話をお伺いしたいと思います。

堀江 制度部会においても指摘がなされましたが、単なる年数の問題と捉えて良いのかという論点があると思います。

公認会計士の登録要件に実務経験を

求める意味、さらには実務経験にどういった効果を期待するのかを一度考え直してみる必要があるのではないでしょうか。

実務経験には、公認会計士としての実践能力の向上はもちろんのこと、監査と会計のプロとしてのものの見方や感性を磨くという意味合いも含まれていると思います。そして、一歩引いて考えてみると、専門性を磨くことの重要性を実務経験を通じて理解するということも期待されていると思います。

近年の学生を見ていると、理由や根拠 を質問した際にこちらが求めているレベ ルに遠く及ばない回答が出てくることが あり、心配になります。例えば、「監査人の 独立性は、精神的独立性こそ本質的な独 立性と言われるが、これに加えて外観的 独立性が必要な理由を答えよ」と問いま すと、「法令で義務付けられているから」 といった回答に遭遇することが多々あり ます。制度が存在している意味や理由を 深く考えずに、法律や基準を暗記するこ とが監査論の学習だと勘違いする学生が 増えているのです。実務経験を通じて、単 に決められた手続をこなすのではなく、そ の手続が必要とされる背景や趣旨をしっ かりと理解して適切に業務を遂行できる ような経験を積むことが重要ではないか と思います。

また、公認会計士試験の合格前後における実務経験の在り方を区別する必要があるのかという点についても検討が必要であると考えています。諸外国と比較した我が国の制度の特色として公認会計士試験に受験資格がないことが挙げられます。このため、大学生の現役合格が増加傾向にあり、大学2年生や3年生での合格といった低学年化も顕著です。高校生の合格者も出ています。

若い人材が公認会計士業界に入ってく ることはとても望ましいと思いますが、そ のほとんどが社会経験を有していません。 彼らに対して監査の技能だけではなく、 どのような社会的な経験を積ませる必要 があるのかも検討が必要となるのではな いでしょうか。

継続的専門研修の受講状況が不適 当な者等の登録抹消規定の整備

加藤 続きまして、「継続的専門研修の受講状況が不適当な者等の登録抹消規定の整備」についてお話をお伺いします。 CPE制度は、協会の自主規制でスタートし、法定化されて、現在はほぼ全ての会員が義務を達成している状況でありますが、まだ現行制度の下で課題が生じています。この課題等について手塚さんにお話をお伺いします。



手塚 加藤さんから説明があったとおり、協会のほぼ全ての会員はCPEの義務を達成しており、仮に一度義務不履行となっても、協会の指導・勧告を受けてほとんどの会員が翌年度以降義務を達成しています。

他方で、中には指導・勧告を行っても CPEの義務を履行しない会員がごくわず かではありますが存在している状況にあ



ります。

また、CPEの義務違反について2020 年9月以降、監査法人に所属する一部の 会員などによる違反が発覚しました。こ れについてはメディアにも大きく取り上 げられ、厳しいご意見を多数頂戴してい ます。

我々が職業的専門家としての資格を保 持するためにはCPEの義務履行が必須で あり、義務違反を繰り返す一部の会員を 迅速に処分するために協会が会員の登録 抹消権限を持つ方向でご議論をいただい たものです。

加藤 私は協会で過去に6年ほどCPEを 担当する役員を経験いたしました。この6 年の間でもごく少数ですが義務不履行者 が毎年発生し、その中には何度指導を 行っても義務を履行しない者も含まれて おりました。そういった方々により業界全 体の信用に傷がつくことを避けるために、 常に金融庁と協議しつつ対応を検討して きたところです。行政の立場の井上さん から、当局としてのこの改正についてのご 感想ないしはお考えをお伺いできればと 思います。

井上 先ほど加藤さん、堀江さんからお 話があったとおり、CPE制度は協会が自 主規制で実施していたものを、2003年の 法改正で法定化したものです。もちろん 自律的に自己研鑽していただくことが一 番良いことではありますが、法律上の義 務になっていることから、義務を果たして いただかない場合は懲戒処分の対象にな ります。協会でも適切な対応を講じてい ただいていますが、毎年、協会から金融庁 宛に多数の行政処分請求をいただいてお り、その対応に、相当な行政リソースを割 いている状況となっています。

今回の法改正を契機にCPE制度の意 義を公認会計士の皆さんに再認識してい ただき、CPE研修をしっかりと受講して

いただきたいと思います。

また、監査や会計基準のアップデート だけではなく、今後、公認会計士の役割 が拡大していく中で、デジタル化や国際 対応、あるいはサステナビリティへの対 応といった新しい課題に対処するために、 CPEが果たす役割は非常に大きいと考え ています。公認会計士に求められる役割 が拡大することを見据え、CPE研修を公 認会計士の皆様にしっかりと受講してい ただくことは、当然の前提となると思いま す。

さらに、CPEだけではなく、その前段階 の試験制度、実務補習、会計専門職大学 院での教育、小中学校からの会計教育と いうような全体の教育のパッケージの中 で、公認会計士に求められる能力を考え ることも必要であると認識しています。

協会による会計教育活動の推進

加藤 続いて、「協会による会計教育活 動の推進」についてお話をお伺いします。 まず、手塚さんから、会計教育に関するこ れまでの協会の取組について、お話をい ただきたいと思います。

手塚 日本では、会計教育があまり浸透 していないように思います。協会は、もっ と会計教育に力を注げば、国民の生活ス キルやビジネススキルが向上し、国力も 上がると考え、特に若年層の方々へ向け た会計教育にどのように力を入れていく べきか、長年にわたって検討を進めてき ました。

この一環として、2005年から「ハロー! 会計」という小中学生を対象にした会計 講座を実施してきました。「ハロー!会計」 では子どもたちにとって身近な飲食店を テーマに原価計算も含めた会計の基礎知 識を教えています。コロナ禍の昨今では オンラインでも講座を開催し、多数の小 中学生に参加いただいています。

また、2016年から協会では社会貢献活 動の一環として、会計基礎教育の推進に 本格的に取り組み始めました。特に学校 教育に会計を取り入れていただくことに 重点をおいて活動を進めた結果、中学校 及び高等学校の学習指導要領解説に「会 計情報の活用」を取り上げていただきま した。

他方で、会計に深い知見を有する学校 の先生は少ないため、「会計情報の活用」 の授業を支援するための学習指導案や生 徒用の教材を作成・公表もしています。

今後、より一層の活動促進のため、公認 会計士法に協会の事業として会計教育活 動の推進を定めていただくことを要望し、 それが実現したものです。

加藤 この論点について、教育者である 堀江さんからお話をお伺いしたいと思い ます。

堀江 まず、会計の不人気という現実に 目を向ける必要があると思います。例え ば、日本商工会議所の簿記検定試験です が、約15年間で受験者数が大きく減少し ている状況にあります。また、公認会計士 試験も2009年に出願者のピークを迎え た後、2014年に受験者数が約半分まで落 ち込みました。公認会計士・監査審査会 等の関係者のご努力もあり盛り返してい ますが、まだ全盛期の数値には遠い状況 となっています。

AIによって会計に関連した職業がなく なるのではないかと言われている中で、教 育の現場では、簿記は体で覚えよと言わ んばかりに、手書きの簿記を一所懸命に 教えているという現実もあります。試験 制度のみならず、教員サイドの問題として も、会計の不人気への対応をしっかりと 考えていく必要があります。

また、協会による会計教育活動を考え る際に、3つの視点があるのではないかと 思います。

1つ目は、広く会計や会計職業に興味を 持ってもらうことです。会計の魅力をど う伝えるかということですから、言葉で言 うのは簡単ですが、一番難しい問題です。

2つ目は、社会生活を営む上での基礎的な会計知識を普及することです。今回の法改正で、協会の会則に事業の1つとして盛り込まれた趣旨は、この点にあると思います。

なお、先ほど手塚さんからお話をいただいた「ハロー!会計」のほか、「会計リテラシーマップ」の作成、さらには中学校及び高等学校の学習指導要領解説に「会計情報の活用」が含まれたことを踏まえた中高の先生方へのサポート等、既に協会としてもきわめて精力的に取り組まれておられますので、私から申し上げることはありません。

そして、3つ目は、公認会計士業界としてどのような人材を育てるのか、また、優秀な人材を業界にどのように惹き付けるのかを真剣に考える必要があるということです。

大学の授業でも、監査法人等の協力を 得て、監査業務の実体験をしてもらうと いった取組を行うなど、様々な工夫がな されていますが、興味を持ってもらうこと が優先されると、どうしても単純な事例 だけが取り上げられる傾向が強くなって しまいます。

極端な例では、金庫の現金と帳簿の金額が合うかを確認しましょうといったケースですと、公認会計士の仕事はこの程度なのかと感じ、優秀な学生ほど離れていってしまう可能性もあります。

このように、教育の問題はとても難しいのですが、今回の法改正を受けて、ぜひ、協会でも教育への取組みをより一層充実していただければと思います。

手塚 堀江さんがおっしゃられたとおり、

人材像を明確にすることは非常に重要であり、人材像がないと人材確保のための施策を具体化することができません。そのため、協会では、タスクフォースを組成し、協会が求める公認会計士の能力や資質を定義いたしました。

具体的には、①変化即応能力・学び続ける姿勢、②専門知識、③価値観・倫理・姿勢、④スキル、⑤一般教育の5つを挙げています。各資質・能力を詳細に定義した上で試験制度、実務補習制度、修了考査、CPE制度の変革に繋げていく必要があると考えています。

また、場合によっては、会計専門職大学 院の先生方とも協力していく必要がある と考えています。

時間がかかる取組であると思いますが、 ぜひ、皆様にもご協力をいただけますよう お願いいたします。

法改正の施行日について

加藤 続いて、法改正の施行日や今後の 見通しについて井上さんにお話をお伺い します。

井上 今般の「公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律」は5月18日に公布されましたので、それから1年以内に施行されます。事務的には来年の春頃を目指して、準備を進めていきたいと考えております。制度改正は法律を改正すれば終わりではなく、施行のために政令や内閣府令の策定、関連する協会の実務指針等の見直し、監査法人のガバナンス・コードの見直しも必要となります。これらについて、皆様からご意見をいただき丁寧に進めてまいりたいと思っております。

なお、上場会社監査事務所の登録に関 しては施行から1年6か月の経過期間が あります。監査法人側でも施行に向けて しっかり準備を進めていただくことが、まさにこの制度に魂を入れていく上で重要だと考えております。現場の監査法人、公認会計士の皆様、協会の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

中長期的な課題について

加藤 今回は、喫緊の課題に対応するために短期的に解決可能な論点に限って法改正を実施しており、まだ様々な課題が残されていると認識しております。最後に、中長期的な課題につきまして、皆様からお話をお伺いできればと思います。まず手塚さんからお話をお願いいたします。

1つ目は、近い将来に再度公認会計士 法についての議論を実施していただきた いということです。これは、今回の法改正 の議論の中でも一貫してお願いをしてい ることです。具体的には、公認会計士試 験制度について検討をしていただきたい と考えています。早期に議論をスタート できるように我々もきちんとした提案が できるように準備を進めてまいります。

そして、公認会計士の業務を定めている公認会計士法第2条の記載内容についても議論してほしいと思います。世界的に見てもサステナビリティ情報の開示が法定開示書類に入る可能性が高く、これを受けてサステナビリティ情報に対する保証業務の在り方が議論されています。この保証業務は、公認会計士の独占業務とはならないといった話が世界でも出てきていると認識していますが、公認会計士の業務範囲の拡大に繋がるものと考えています。このように、公認会計士法第2条の記載内容が現行のままで問題ないか議論が必要であると考えています。

その他、監査法人の大規模化に適応し



た組織運営に関する制度の在り方など、 重要な論点がありますので、早期に法改 正の議論を再開していただくことを望み ます。

2つ目は、公認会計士法とは直接的な関 係はありませんが、新しい資本主義の成 果を出すための資本市場の在り方につい て、ディスクロージャー制度、監査制度、 株主総会の開催時期なども含めて、包括 的に議論をしていただきたいと思います。 既に金融審議会ディスクロージャーワー キング・グループでは四半期開示制度に 関する議論が進められており、また、取引 所による市場構造改革も進められており ます。今が、包括的な議論を本格的に行 う絶好のチャンスだと感じています。

ディスクロージャーの観点から言うと、 監査法人のみならず企業側もディスク ロージャー規制に係る負担が増大してお り、開示によるメリットとコスト負担を考 慮したバランスのとれた対応が必要であ ると感じています。

また、投資家と企業の建設的な対話促 進の観点からいうと、上場会社に対する 金融商品取引法と会社法の2つの開示規 制が本当に必要であるかどうか検討して いただきたいと思います。これと関連し て、株主総会前の有価証券報告書の開示 が促進される方向で議論を深めていただ くことも価値があると考えています。

このほか、今回の法改正で上場会社監 査事務所の登録制度が法定化され、監査 人に対する法的規律付けは強化されまし た。一方で、企業の情報開示に係る規律 付けは、コーポレートガバナンス・コード によって充実が図られているものの、これ は法律で義務付けられたものではありま せん。企業情報開示の信頼性を確保する には、企業側と監査側の両輪の規律の強 化が必要であるという観点から、経営者 に対する情報開示の規律付けについても、

ぜひ議論をしていただきたいと思います。 石原 まず、公認会計士の独占業務であ る監査業務についてお話したいと思いま す。企業の経営者が関わる意図的な不適 切会計が発生し、もちろん企業側の責任 が重大でありますが、監査に対する不信 感が高まる結果となってしまいました。 監査人側にも様々な言い分があると思い ますが、社会的にはなぜ見抜けなかった のか、また、不適切会計は絶対に再発させ ないで欲しいとの受け止めが一般的で あったと思います。したがって、何をおい てもまずは公認会計士の本業である監査 業務において、意図的な不適切会計をど のように抑止、発見できるのかを検討い ただきたいと思います。

また、不適切会計を防ぐために必要と される能力は多岐にわたっており、会計 監査の知識や経験だけではなく、企業の ビジネスモデルや経営に対する深い理解、 対峙した相手の人間性や組織のガバナン ス体制の欠陥、不正へのインセンティブ の所在を見抜く力等々、現行の試験制度 や教育だけでは足りない部分があると感 じています。

試験制度や教育を見直すとともに、実 際に事業会社で働くという経験を積むこ とも検討していただきたいと思います。 現状、監査法人を離れた後、再び監査法 人に戻る方は少ないと聞きます。これは、 試験に合格して監査法人に入り、そのま ま会計監査のみに従事してきた方が監査 法人には多いということを意味します。 監査法人の外で多様な経験を積んだ方が 監査法人に戻り監査業務に従事するとい う人材の流動性や多様性を担保していく ことも、監査法人の組織力や監査品質の 向上に繋がると考えています。この点へ の取組をぜひ進めて欲しいと思います。

次に、監査以外の業務についてお話し ます。手塚さんから監査以外の業務への 期待感に関してお話がありましたが、公 認会計士は公認会計士法に立脚した存在 であり、使命・職責を規定する公認会計 士法第1条、先ほどの話にも出た公認会計 士業務の内容を規定する第2条、また、協 会の役割を規定する第43条も非常に限 定的な記載となっています。この点につ いて、もし見直す必要があるのであれば、 議論すれば良いと思います。

ただ、その際は、公認会計士に限定され る業務と、公認会計士に限定されるもの ではないが会計や監査の知識・経験が有 効な業務を混同せずに、しっかりと識別し ていただきたいと思います。

例えば、非財務情報やサステナビリティ 基準への対応は手塚さんも言及されてい ましたが、決して公認会計士の独占業務 ということにはならないと思います。ただ、 公認会計士としての経験が業務遂行に当 たって役に立つかもしれないということ です。そもそも事業会社としては、非財務 情報やサステナビリティ情報は財務情報 とは異なり経営方針や経営課題に類する ものであると理解しており、それを第三者 が保証することに違和感を覚えています。 一体何を保証するのか、その責任の所在 等々、多くの疑問を持っているところで す。公認会計士の皆さんがこうした分野 へ進出することを否定するわけではあり ませんが、それは公認会計士としての業 務ではないはずなので、そのあたりはしっ かりと議論していただきたいと考えてお ります。

最後に一言。私は就職時に財務部に配 属され、その後のキャリアの中で監査に 関わる期間が非常に長くなりました。こ の間、数多くの公認会計士の先生方の薫 陶を受け、また喧々諤々と議論させていた だき、立場が異なる中で切磋琢磨しなが らお互いに成長してきたという実感があ ります。それだけに、監査に対する不信が



高まっている現状を大変憂いております。

上場企業による一連の不適切会計事案 が発生したことにより、監査手続が厳しく なり監査実務における負担が増大したこ と等もあり、公認会計士の職業としての 魅力も低下してしまったのではないのか と感じています。

このような状況下だからこそ、公認会 計士業界として受け身や守りではなく、当 事者として主体的に業界や監査の向かう べき方向性を発信し、これまでの負の方 向での流れをよい方向に逆回転させてい ただきたいと思っています。

今年の3月に公表された「ビジョンペー パー2022 日本公認会計士協会の進む べき方向性」を拝読しましたが、様々な課 題と可能性に果敢にチャレンジしようと いう思いが十分伝わってきました。自ら の手で信頼を回復し、公認会計士個々人 の能力を活かして変化に対応し、その結 果として社会経済への貢献と自らの成長 を実感する好循環をぜひとも実現してい ただきたいと思います。

佐藤 公認会計士の皆様は高い専門性 をもって資本市場や企業価値の向上に貢 献いただく大切な存在であるということ を、改めて認識していただきたいと思いま す。

これを踏まえて2点申し上げたいと思 います。

1つ目は資本市場や企業価値向上に関 わるに当たり、社会が監査法人や公認会 計士に期待するのは、やはり不正会計を 含めたリスクをしっかりと把握した上で 意見を表明するというスキル、能力であ ると思います。この能力を高めていただ きたいと思います。

不正会計と聞くとネガティブな印象が あると思いますが、今話題になっているサ ステナビリティについても、もともとは長 期にわたって企業を見るときに、多様なリ スクが存在することから、そのリスクを早 めに把握した上で持続的な成長に必要な ものを検討するという考えがあったと記 憶しています。その観点から、不正会計を



見る立場もサステナビリティを見る立場 も共通した部分があると考えています。

具体的には、企業を取り巻く環境や資 本市場変化を把握した上で、その変化が 企業にどのような影響を与えているかを 的確に見抜くスキルを磨いていただきた いと思います。

また、職業的懐疑心を発揮することは 当たり前であると皆様お感じになってい ると思いますが、その意識が日常業務の 中で薄まってしまうということも有り得る と思います。先ほどの堀江さんの話をお 伺いして感じましたが、職業的懐疑心が なぜ必要なのか問われたときに的確に答 えられるようにしておいていただきたい と思います。

そして、中小監査法人のように人的資 源が十分でない場合は、協会がしっかり とサポートしていくことも必要であると 思います。

2つ目は、公認会計士の皆様が目指す 姿に向けたプロセスを測定するために KPIが設定できると良いと思います。

[信頼の力を未来へ]を新しいタグライ ンとして掲げられましたが、この標語は上 場会社におけるパーパスに類するもので あると理解しています。上場企業におい ては、パーパスを設定し、価値観の共有を 図り、実現に向けた施策の遂行に繋げて いくという形で、パーパスの落とし込みを 行っていく中で、その進捗を図るための指 標を設けています。

協会においても、KPIを設定しプロセス を測定していくことにより、公認会計士を 目指す方々にも前向きに捉えていただけ ると思いますし、公認会計士の皆様のモ チベーションもアップし、上場会社、資本 市場の方々と共に持続可能な将来を築い ていけるのでないかと思います。

堀江 私が感じている課題について、公 認会計士業界への期待を込めて、3つに

整理してお話をしたいと思います。

1つ目は、業界の更なる発展のために は、待ちの姿勢ではなく攻めの姿勢を持 つことが重要であるということです。我 が国においては、監査の意義を社会が受 け入れる風土がまだ十分に成熟していな い面があると思います。

例えば、「これから監査が入ります」と 言うと、監査を受ける側は「何も悪いこと はしていません」といった反応となる場合 や、「監査が通った」といった独特な表現 が用いられることがあることからも、成熟 しきっていない部分がうかがえます。

この課題を解決するためには、監査に 対する社会の理解が進まない、経営者の 方に監査の重要性をなかなか理解しても らえないという後ろ向きの捉え方ではな く、監査がこれまでにしっかりと価値を提 供してきたかを振り返ることも必要だと 思います。

協会が公表した「Annual Report2021」 に掲載されている手塚さんの会長メッ セージの中に、「価値提供型の監査」とい う言葉があります。私なりに咀嚼すれば、 監査を受けてよかったと言われるような 監査を目指すべきであるということでしょ う。追加のコストを支払ってでも監査を 受けたいと思えるような魅力的な価値を どのように提供するかという攻めの姿勢 も必要ではないでしょうか。

2つ目は、いわゆるエコシステムの構築 についてです。会計不正が発生すると、 監査サイドの規制が強くなる傾向があり ましたが、それだけでは会計不正はなく ならないと思います。企業、監査人、アナ リストをはじめとした市場関係者、金融機 関、規制当局が機動的に連携する仕組み を構築していく必要があります。

そのためには、人材が鍵を握っている と思います。先ほど石原さんがご指摘さ れた会計専門職人材の流動化はとても腑 に落ちています。現在のように、監査法人 から他の業種への一方通行ではなく、他 の業種から監査法人に戻ることを推進す ることが、エコシステム構築の第1歩にな るのではないかと考えています。

そして、3つ目は、今般の法改正をバラ バラなものとして捉えずにしっかりと関 連付けをすること、また、協会の自主規制 における課題の棚卸を行う必要があると いうことです。

例えば、上場会社監査事務所登録制度 と公認会計士・監査審査会の立入検査権 限等の見直しは、目的や機能を考慮する と無関係ではないと思いますし、協会の 品質管理レビュー制度とも無関係ではな いはずです。今般の法改正を契機に協会 が担ってきた上場会社監査事務所登録制 度や品質管理レビュー制度にどういった 課題があるか棚卸をされても良いと思い ます。

公認会計士登録前の実務経験と公認 会計士登録後のCPE制度も無関係では ありえません。CPE制度における履修結 果の効果測定は確かに困難ではあります が、履修時間だけに着目した単純なイン プットアプローチではなく、何らかの工夫 が必要になるのではないかと思います。

また、監査法人所属の会計士と組織内 会計士、上場企業の監査を担当する会計 士とそれ以外の会計士の区別なく均一的 なCPEの運用で果たして良いのか等、検 討の余地は多分にあるかと思います。

今回の法改正を、様々な課題整理のた めの契機としていただきたいと思います。 井上 今般の改正は、会計監査の信頼性 確保や公認会計士の一層の能力発揮・能 力向上に向けて、早急に対応が求められ る課題に限って実施いたしました。その 背景は、冒頭に説明したとおりです。

ただし、制度部会の議論や国会の議論 の中でもご意見を頂戴いたしましたが、 会計監査や公認会計士制度に関しては、 サステナビリティの保証の問題や試験制度の問題、監査法人制度の在り方等、中 長期的な課題も残されていると理解して おります。

こういった課題に対応していくためには、冒頭に申し上げたとおり、関係者間の信頼関係が非常に重要であり、今般の法改正が実現できたのは、協会と当局との間でしっかりとした信頼関係を構築できていたからであると感じています。

残された課題はそれぞれ非常に重要でありますが、コンセンサスの形成が難しいものや技術的な難易度が高いものも含まれています。そういった困難な課題についてじっくり議論できる環境が構築され、社会環境の変化にも応じた形で今後の議論が進むことを期待したいと思います。私個人としても、二度の法改正に直接携わった者として、公認会計士制度の諸課題にしっかりと取り組んでいければと思っています。

また、手塚さんからご指摘をいただい た、中長期的な資本市場をどのように考 えるかという課題も重要であると認識し ています。日本のマーケット全体をどの ようにアップグレードしていくのか、また、 個々の企業価値を中長期的に、持続可能 な形で向上させていくことは、非常に重要 な政策目標であると思います。そのため にサステナビリティをはじめとする開示 制度の見直しや監査制度の見直し、コー ポレート・ガバナンス改革の実施あるい は会計基準の見直し等、全体パッケージ として検討を進めていくべきであると考 えています。制度を所管する立場として は、全体を俯瞰して総合的に検討を進め られると良いと感じています。その意味 で、ステークホルダーの皆様と議論を深 め緊密な連携を引き続き図ってまいりた いと思います。

加藤 様々なご指摘・ご意見をいただき ましたが、これを踏まえ、手塚さんのお話 をお伺いしたいと思います。

手塚 貴重なご意見をいただきありがとうございます。いただいたご意見も踏まえて、中長期的な視点を持って、協会あるいは公認会計士の将来像を我々自身で描き、その将来像の実現に向けて課題を明確にしたうえで、皆様にご協力をいただきながら着実に進んでいく必要があると改めて実感しました。

当協会は、我々公認会計士が社会に提供できる価値は何か、言葉を変えると公認会計士の存在意義は何かについて、プロジェクトチームを組成して2年以上にわたる議論を経て、公認会計士の存在意義について取りまとめるに至りました。それは、「信頼の力を未来へ」、「Building trust, empowering our future」というタグラインに表されています。

また、協会の会長の任期は3年と定められており、執行部が交代する際に、対応すべき諸課題をしっかりと引き継ぐことが重要です。公認会計士業界が取り組むべき課題の中には3年間では解決しない事項も多々ありますので、結果をしっかりと出すために、経営の継続性を維持する仕組みが必要です。そこで、藤沼亜起会長時代の2007年3月に公表された「ビジョン・ペーパー 日本公認会計士協会の進むべき方向性」も参考に「ビジョンペーパー2022 日本公認会計士協会の進むべき方向性」を取りまとめ、本年3月に公表しました。

ビジョンペーパー2022は、当協会からの会員や社会に対するコミットメントを示すものです。ここに掲げた事項の達成には、皆様のご協力が不可欠と考えています。引き続きご協力とご支援をお願いいたします。

最後に3年間会長職を務めてきて感じ

たことをお伝えします。日本の公認会計 士資格は、上場会社の監査という資本市 場のインフラを担う資格として創設され、 ここまで成長してきましたが、我々は、い ま一度資本市場のインフラとは何かを見 つめ直した上で、改めて名実ともに資本 市場のインフラを支えるプロフェッショ ンとして認められるよう努力する必要が あります。

私を含む会員の皆様の頭の中には、資本市場が存続する限り、監査人としての仕事は将来にわたって永遠に存続するという漠然とした安心感があるのではないかと思います。しかし、協会会長として業界内外の多くの方々と接する中で、常に社会からの期待に応えるために、心地よい環境から一歩踏み出して前進し続けなければ、決して我々の今の地位は安泰ではないと考えるようになりました。当協会は、公認会計士が社会からの理解と信頼を得て社会に貢献し続けられるよう、会員の皆様が能力を存分に発揮できる環境を整えてまいる所存です。

加藤 本日は様々な指摘や提言を賜りました。残された任期の中で本日の指摘や提言を整理し、次期の執行部へ確実に引き継ぎたいと考えております。

本日は、お忙しい中、座談会にご参加 いただきましたことへ感謝申し上げます。 どうもありがとうございました。

* 必須研修科目「職業倫理」研修教材



教材コード J010160 研修コード 1001

履修単位 2単位